

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等を次の一とおり告示する。	○財務省令第三十号（第六条第十一項の規定に基づき、）
発行価格	発行単位	振替額面金額	最低額面金額	払込金額	発行方法	用法	振替の法律項及び根柢の適	發行名稱及び記	平成二十二年三月九日（昭和五十七年大蔵省告示第百二十九号）に施行した利付国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省告示第百二十九号）	
錢額平す額の振面成るの記替金二。整載法額十數又の倍は規の記定金録に額はよに、るよ最振る低替も額口の面座と金簿	五百七円額い募振の以律社條九特十利付債第一法會回（株式等の振替に関する法律）第十三年法律第七十五号。	五百五十万円十億円千八五百八円千七百二十億六千六百十五万	五百七円額い募振の以律社條九特十利付債第一法會回（株式等の振替に関する法律）第十三年法律第七十五号。	五百七十億六千六百十五万	五百七十億六千六百十五万	五百七十億六千六百十五万	五百七十億六千六百十五万	五百七十億六千六百十五万	五百七十億六千六百十五万	五百七十億六千六百十五万

財務大臣与謝野馨

平成二十一年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下規定する期日について同じ。）。

額面金額の総額× $\frac{1.3}{100} \times \frac{79}{365}$

(一) 年  
一・三パーセント  
各募集取扱機関は、払込金額  
に加え、次の算式により算出  
した金額を第十八号に規定す  
る。期日には払い込むものとす

二

十  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払  
込  
期  
所  
日  
払  
利  
還  
金  
支  
額  
元  
場  
金  
支  
額  
償  
還  
期  
期  
限  
償  
償  
の  
利  
利  
子  
以

額面金額  $\times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 每  
成 本 面 成 利 て を 年  
二 銀 金 三 子 、 支 六  
十 行 額 十 を そ 払 月  
一 百 年 支 の 期 二  
年 円 十 払 日 と 十  
三 に 二 う 以 し 日  
月 つ 月 。 前 、 及  
九 き 二 六 各 び  
日 百 十 月 支 十  
円 日 間 払 二  
に 期 月  
属 に 二  
す お 十